

生駒市避難行動要支援者登録及び個別避難計画作成推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市避難行動要支援者避難支援プラン（以下「避難支援プラン」という。）に基づき、市域において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する人（以下「避難行動要支援者」という。）等を事前に登録し、個別避難計画を作成して、平時から情報共有することで、避難行動要支援者の自助と地域の共助を基本として、市の防災部局及び福祉部局並びに地域組織、福祉関係団体及び医療機関等（以下「支援機関」という。）が協力して迅速かつ的確な避難支援を図ることに關し必要な事項を定めるものとする。

(避難支援員)

第2条 避難支援員は、対象となる避難行動要支援者に対し避難支援を行う者をいう。

2 避難支援員は、自身並びに家族の身の安全を確保したうえで、可能な範囲の支援を行うものであり、法的な責任や義務を負うものではない。

(個別避難計画)

第3条 この要綱における個別避難計画は、生駒市避難行動要支援者台帳（様式第1号。以下「要支援者台帳」という。）に登録されている情報を基に各避難行動要支援者に対応した避難支援等を実施するために必要な事項を定めた計画をいう。

(個別避難計画共有先)

第4条 個別避難計画共有先は、次に掲げる者とする。

- (1) 自治会・自主防災会（管理組合を含む）
- (2) 民生・児童委員
- (3) 避難支援員
- (4) 避難所運営担当者
- (5) 相談支援事業者、福祉サービス事業者
- (6) その他市長が必要と認める者

(支援機関による支援)

第5条 市及び支援機関は、避難支援プラン第2章避難支援体制の構築に基づき必要な支援を実施する。

(避難行動要支援者の把握等)

第6条 市長は、避難行動要支援者の把握及び登録をするために避難支援プラン第3章避難行動要支援者情報の把握・共有に基づいて情報収集を行う。

(避難行動要支援者の登録及び申請書等)

第7条 避難行動要支援者は、個別避難計画共有先等への情報共有に同意した上で、生駒市避難行動要支援者台帳兼個別避難計画登録申請書（様式第2号。以下「申請書」とい

う。)を市長に提出する。

- 2 市長は、申請書を受理した後、要支援者台帳へ登録し、その正本または電子データを保管する。
- 3 要支援者台帳並びに申請書に記載する項目は、次に掲げるものとする。
 - (1) 要支援者台帳登録項目
 - ア 要支援者の氏名、住所、生年月日、性別及び連絡先
 - イ 申請代理人の氏名、住所、本人との関係及び連絡先
 - ウ 同居家族等、ペット、盲導犬の有無
 - エ 避難支援が必要な理由
 - (2) 個別避難計画の基本項目
 - ア 前号に規定する項目
 - イ 緊急時連絡先(氏名及び電話番号)
 - ウ 居住地の土砂災害警戒区域・洪水浸水想定区域(以下、「災害時危険区域」とする)の指定、建物の構造、種類、階数、築年数、耐震工事の有無
 - エ かかりつけの医療機関名、疾患名、電話番号
 - オ 常時服用している処方薬の有無、名称、種類、必要性、備蓄
 - カ 避難先、避難方法、避難完了にかかる時間、避難経路
 - キ 支援に関する配慮・留意事項
 - ク 避難支援員の氏名、本人との関係、住所、連絡先、対応可能な避難支援
 - ケ 避難生活を送る上での配慮事項
 - (3) 避難行動要支援者の状態に応じて個別避難計画に記入できる項目
 - ア 電源を必要とする医療機器
 - イ 利用している介護支援事業所又は計画相談支援事業所の名称、担当者、連絡先
 - ウ 利用している福祉サービス事業所の名称、担当者、連絡先、利用サービス
 - エ 平時の一日の行動
 - オ 居所の間取り
 - カ 避難時の持ち出し品
 - キ 自宅の備蓄
 - ク その他共有事項
- 4 登録者は、要支援者台帳の登録内容に変更があったときは、申請書に変更箇所を記載し、速やかに市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項に規定する報告があったときは、要支援者台帳の変更箇所を修正する。
(要支援者台帳登録内容の共有)
第8条 市長は、個別避難計画共有先への情報共有に同意した避難行動要支援者の情報について、個別避難計画共有先へ避難行動要支援者の台帳情報及び個別避難計画の情報を共有することができる。

(地域調整会議)

第9条 市長は、個別避難計画作成にあたり次項に定める優先度が高い避難行動要支援者について、必要に応じて当該避難行動要支援者の避難支援に関わる関係者を招集して地域調整会議を開催するものとする。

- 2 避難行動要支援者の優先度については別表に定める。ただし、必要に応じて例外を認める。
- 3 市長は、地域調整会議を開催するにあたり、事前に当該避難行動要支援者に対し、個別避難計画作成の意向確認、地域調整会議内で個人情報を取り扱うことに対する同意、当該避難行動要支援者の身体及び生活環境等について事前に聞き取りを行うこととする。

(要支援者台帳登録等の削除)

第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、要支援者台帳から削除するとともに、申請書並びに個別計画を破棄し、個別避難計画共有先に通知する。

- (1) 登録者が死亡したとき
 - (2) 登録者が市外に転出したとき
 - (3) 登録者が施設入所、長期入院等で在宅生活への復帰の見込みがないとき
 - (4) 登録者又はその家族等代理人が避難行動要支援者の登録の削除を申し出たとき
- 2 個別避難計画共有先は速やかに登録削除の通知があった避難行動要支援者の個別避難計画をシュレッダー等で廃棄するものとする。

(情報の活用)

第11条 市長は、災害対策基本法第49条の11第1項に基づき、避難支援や避難所運営の実施に必要な限度で要支援者台帳に登録された情報を内部で活用することができる。

- 2 自治会・自主防災会及び避難所運営担当者等が別表に基づく防災訓練等を実施する場合に個別避難計画の情報を適切な範囲内で活用することができる。

(個人情報の保護)

第12条 個別避難計画共有先は、第4条に掲げる支援以外の目的のために個別避難計画の情報を利用してはならない。

- 2 個別避難計画共有先は、避難行動の支援、防災訓練、避難所運営、及びそれに準ずる行為以外に個別避難計画に記載された個人情報及び支援を行う上で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。また、個別避難計画共有先でなくなった場合も同様とする。
- 3 個別避難計画共有先は、個別避難計画を厳重に保管するとともに、その内容が避難支援等に関係のない者に知られないように適切に管理しなければならない。
- 4 市長は、個別避難計画共有先のうち、法令等により守秘義務が課せられている者以外と情報を共有する場合、情報の提供を受ける者らとの間で、生駒市避難行動要支援者個別避難計画の取り扱いに関する協定書（様式第3号。）を締結するものとする。

(市長の義務)

- 第13条 市長は、要支援者台帳、申請書並びに個別避難計画を厳重に保管するとともに、その内容が避難支援等に関係のない者に知られないように適切に管理しなければならない。
- 2 市長は、毎年度1回、本登録者に対して要支援者台帳記載事項の変更の有無を確認しなければならない。
- 3 市長は、避難支援員等が個別避難計画に基づき行う避難支援が対象となる保険に加入するものとする。

(所管)

- 第14条 避難行動要支援者の登録その他避難行動要支援者の避難支援に係る事務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表（第9条関係）

災害時危険区域	独居 (70歳以上)	要介護認定 3以上	障がい (身体1・2、 療育A、 精神1)	難病
土砂災害警戒区域レッドゾーン 洪水浸水想定1m以上	優先度高	優先度高	優先度高	優先度高
土砂災害警戒区域イエローゾーン 洪水浸水想定1m未満	優先度中	優先度中	優先度中	優先度中
該当なし	優先度低	優先度中	優先度中	優先度中